

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度市政運営 の考え方

1 はじめに

人口減少や少子高齢化が進行している中、首都圏南西部の広域交流拠点都市として人や企業に選ばれ、全ての市民が安全で安心して暮らせる社会を次代に引き継ぐため、令和2年3月に、計画的なまちづくりの指針となる「未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～」(以下「総合計画」という。)を策定し、その着実な推進に努めてきたところである。

一方で、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)は、本市においても甚大な影響をもたらしており、現在、いわゆるポストコロナにおける新しい日常の創造と持続可能な地域社会の構築が求められている。

この訓令は、感染症の影響に的確に対応しながら、総合計画基本構想に掲げた将来像の実現に向けた取組を続ける必要があるため、令和3年度の市政運営の考え方を示すものである。

2 ポストコロナを見据えた市政運営

これまで本市は、衛生・生活・経済の3つの分野を軸に感染症の対応を進めてきたところであるが、現在は、これらを継続しつつ、新しい日常という新たなステージに進むための地域活性化等の取組を進めているところである。

新しい日常の創造は、Society 5.0の実現や働き方改革の推進など地方創生に関する取組を加速させるとともに、社会構造の変革をもたらした。また、これらの変化にはこれまでの日常に戻ることもないものも想定される。

本市においては、新しい日常の創造に向け、Web会議の環境構築などの情報基盤の整備に取り組んでいるところであり、今後はこれらを活用し、パラダイムシフトに自律的に対応することが必要である。

このことを踏まえると、当分の間は、感染症対策や新しい日常を踏まえた対応を第一として取り組むべきであり、その上でポストコロナを踏まえた総合計画の推進が求められる。

こうしたことから、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などを最大限に活用し、ポストコロナを見据えたまちづくりを進めているところである。今後、感染症の影響下にあっても将来像の実現に向け、限られた資源の中で「最少の経費で最大の効果を上げる」という費用対効果の視点や創意工夫を持つ

て取り組むとともに、社会情勢に適合しなくなった古い制度を見直し、新たなものとの新陳代謝を進めることで、常に社会のニーズに的確に応え、本市の個性を生かしたまちづくりの実現を図る必要がある。

3 令和3年度の市政運営に向けて

昨年度策定を見送った総合計画実施計画は、枠組みを大きく変え、社会経済情勢の大きな変化に柔軟に対応できるよう、その在り方の見直しを進めている。そのような中においても、ポストコロナというこれまでにない事態に率先して対応する必要がある。

一方で、令和3年度の市税収入は、感染症拡大の影響により減収が見込まれている。仮に、リーマンショック時の影響を踏まえて試算すると、前年度当初予算比で110億円減の約1,190億円と見込んでおり、令和3年度の行財政運営は、これまでになく厳しさを増すことから、新しい日常の創造を常に念頭に置いて取り組むとともに、前例にとらわれず事業の見直しを柔軟に行うことが必要となる。

このことから、令和3年度限りの方針として「新型コロナウイルス感染症対策緊急シフト」を策定することとした。

各局区長等は、この訓令の趣旨を組織全体で共有し、全市的な視点の下で、創意工夫と責任をもって令和3年度の市政運営を進め、職員においては、この訓令に基づき、各施策の推進や事業の実施に取り組むこととする。

新型コロナウイルス感染症対策緊急シフト

1 令和3年度事業の実施に当たっての基本的考え方

市税収入の減少等が見込まれる中でポストコロナのまちづくりを進める必要があることから、令和3年度は真に必要な経常的又は継続的な事業及び次に掲げる事業を実施することを原則とする。

- (1) 市民生活に直接関わる喫緊の課題に対応するために必要となる事業
- (2) ポストコロナのまちづくりに資する事業
- (3) 行政の責務として必ず実施しなければならない事業

また、事業実施のための資源の確保及び市税収入の減少等に対応するため、事業の精査・見直しを行い、限られた人的資源及び財源の再分配を行う。なお、見直しに当たり、事業の廃止等を行う場合は、市民等に「痛み」を伴うことが想定されることから、市民等との対話を通じた丁寧な説明を行いながら、着実に取組を進めること。

2 事業の精査・見直しの視点

各局区等で実施する事業については、「資源の再分配」と「ポストコロナのまちづくり」の観点から、精査・見直しを行うこと。

(1) 資源の再分配

ア 新規・拡充事業の一時凍結

新規・拡充事業は原則として一時凍結とする。ただし、ポストコロナのまちづくりに資する事業についてはこの限りではない。

イ 部門別計画の策定等の一部凍結

本市独自の部門別計画であって、令和3年度策定又は改正を予定するのは、これを見送る。また、法令でその策定が努力義務又は任意となっている計画についても、国の補助金等インセンティブが定められているものを除き同様とする。

ウ 既存事業の見直し

指定都市移行から10年が経過する中、長期間手法を変えずに継続している事業については、現在の社会経済情勢への適応及び人的資源、財源確保の観点から、事業手法を精査し、業務の見直しによる効率化及び規模の縮小、社会情勢に適合しなくなった事業の廃止を検討する。

また、毎年定例的に実施する事業についても、改めて精査し、必要に応じてこれの縮小又は廃止を検討する。

なお、精査に当たっては、単に事業規模を縮小して経費を削減するだけ

では、職員の負担軽減とならないことから、人的資源の確保の観点からも事業の見直しに取り組む。

エ 市単独事業の扶助費など経常経費を要する事業の見直し

市単独事業の扶助費、各種補助金、繰出金など経常経費を要する事業について、一層の効果的・効率的な手法に見直しを検討する。令和3年度の事業に反映ができない場合であっても、令和4年度に向け、検討を継続する。

オ 不急の事業等の一時凍結

毎年定例的に実施する事業について、令和3年度に実施する必然性を精査し、令和3年度の一時凍結を検討する。

また、参加者が特定できないなど、感染症対策処置が十分取れないと判断される事業については、処置がされるまでの間は凍結とする。

カ 業務継続計画(新型インフルエンザ等編)により中止・縮小とした事業の扱い

令和2年度において、業務継続計画により中止・縮小とした事業は令和3年度も原則として中止・縮小を継続する。

(2) ポストコロナのまちづくり

ア ポストコロナのまちづくりのための基本的考え方

感染症の拡大防止対策、市内経済の活性化対策、その他ポストコロナの新しい日常に、より適合する事業を優先的に実施する。

イ 新しい日常に資する取組

市民、事業者、NPO等の関係団体等に対し、新しい日常の定着を促進するだけでなく、再び同様の事態となった場合であっても、持続的に活動できるよう対応を促進する。

また、本市が行う経常的又は継続的な事業についても、これまでの事業手法を見直し、再び同様の事態となった場合であっても、経済の停滞などを招かない持続可能な社会づくりに資する事業となるよう見直しを行う。

ウ 行政のDXの推進

本市のデジタルインフラを活用し、例えば対面による会議や出張を減らし、オンライン会議を行うなど、新しい日常に基づき、率先して本市の事業手法を見直し、子育て・教育、防災のほか、様々な分野において行政のデジタルトランスフォーメーションを推進する。